

近世期における諸藩の放鷹文化

— 尾張藩の鷹匠・林氏と当家伝来の鷹書の紹介 —

二本松泰子

はじめに

中世から近世において、わが国の鷹狩りはもっぱら武士たちが実施した。具体的には、武家の大身領主に仕える鷹匠たちによって鷹術の実技が営まれた。すなわち、主催したのは大名家などの支配者であるが、実行したのは彼等に仕えた「鷹匠」たちである。従来の研究史では、鷹狩りの実態やその文化史的意義について、もっぱらこのような主催者側（支配者側）に主眼を置いた考察を中心に進められてきた。それは、あるいは古代王朝期における天皇の鷹狩りであれば、王権に裏付けられた支配者のための示威行為として一元的に解釈することも可能かもしれないが、中世以降の武家の鷹狩りについては、多種多様な文化事象を伴いながら複雑に展開したため（注1）、それが有する文化史的意義については複層的な解釈を試みる必要がある。

このように、武家の鷹狩りをめぐる多彩な文化事象の中で、稿者が注目するのは、「鷹書」というテキスト群の存在である。鷹書とは、鷹狩りに関する実技的な知識のみならず、鷹の縁起や物語を記載した伝書のこと、たとえば、中世末期以降においては、鷹術流派のアイデンティティを確立するために流派所縁のテキストが多数制作された（注2）。こういったテキストと関わる鷹術流派が隆盛することによって、鷹狩りの礼法的な価値が高まり、やがて当時の成熟した武家文化の一角を担う文化事象を生み出すことになったのである。他にも、特定の鷹術流派とは無関係のテキストについて、鷹匠たちがそれらを制作することで文事的営為を創出する要因となった事例も確認できる（注3）。こういった現象から窺えるように、鷹書は、中近世期において放鷹を介する武家文化の発展を支えた書物群であった。

稿者はこれまで、このような鷹書に注目する立場から、主に中世末期以降の鷹匠に伝来した鷹書群について取り上げ、その内容を分析することで、それらと関連する武家の放鷹文化の実態に関する検証を進めてきた。本稿もまた同様に、今回新たに確認された尾張藩の鷹匠伝来の鷹書と鷹匠文書（いずれも架蔵本）について取り上げる。具体的には、尾張藩士の林氏に伝来したテキスト群について紹介する。それらの全容を概観することによって、中近世期における武家の鷹狩りの実像について、文化的な視座からその一端を明らかにする情報を提示したい。

一 林氏と当家伝来の鷹書について

今回、取り上げる鷹書と鷹匠文書を伝来した林氏は、代々尾張藩の鷹匠を勤めた一族である。たとえば、江戸時代後期に尾張藩が作成した藩士の系譜集『藩士名寄』にも、林氏の一族で、鷹匠となった人物の名前が多数散見する（後述）。

本稿では、まず、当家伝来の文書群に含まれる鷹匠文書に見える情報から、当家の鷹匠を勤めた人物について確認する。当該テキストの書誌を以下に記す。

- (ア) 『當家代々勤書』（外題）。縦^{5.5}×横^{13.9}。本文共紙表紙。紙縫り綴じ。表紙中央やや右上にひょうたん型の蔵書印。表紙中央にウチツケ書きで「當家代々勤書 前ノ川 林（2）四方の正印「林」」。全三丁。裏表紙見返しにも本文有。半葉六行×十四行。漢字カタカナ交じり文。朱筆の書入れあり。寛永年間～文政年間

の当主の系譜および鷹匠としての履歴が記されている。

同書によると、寛永年間以降における代々の当主六人について、それぞれの系譜と経歴が記されている。以下に、各人物の注記に見える主要な情報を簡条書きで示す（原文を引用した部分において、虫食いなどで判別できない文字については□で示した。以下同じ）。

① 林儀兵衛 藤原定秋

・「林駿河守通村（未詳）」の末裔で、「林孫七郎（未詳）」から四代の孫。

・寛永十九年（一六四二）に「源敬様（尾張藩初代藩主・徳川義直）」に召出されて「同心御鷹匠」を勤め、「御切米拾貳石扶持三人分」を下された。

・「瑞龍院様（尾張藩第二代藩主・徳川光友）」の時代の元禄十二年（一六九九）九月十日に病死。

・尾張藩に総じて「年數五拾八年」仕え、享年「七十九才」であった。

② 林与右衛門 藤原展清ノフキヨ

・「儀兵衛二男」。

・「延寶五年（一六七七）」正月、「瑞龍院様」の時代に「御鷹匠」を勤めた。

・「圓覚院様（尾張藩第四代藩主・徳川吉通）」の時代の「元禄十四年（一七〇二）」十一月十一日に病死。享年「四十二才」。

・「延寶五年」正月に「同心御鷹匠」を勤め、「御切米八石御扶持貳

人分」下された。そののち、「御加増御加扶持」によって「拾壹石五斗三人扶持」を下されるようになる。

・「瑞龍院様」に鷹を以て仕えた。

・「泰心院様（尾張藩第三代藩主・徳川綱誠）」に鷹を以て仕えた。

総じて勤務年数は「貳拾五年」である。

③ 林源蔵 藤原充莫^{ミツシゲ}

・「与右衛門二男」。

・「源戴様（尾張藩第八代藩主・徳川宗勝）」の時代の「延享三年（一七四六）」正月に鷹に関する跡を継ぎ、「同四年（一七四七）」十月に鷹を遣って報酬を得た。

・「寶曆五年（一七五五）」正月、「同心御鷹匠」に召出されて勤め、「御切米拾石御扶持三人」を下された。

・「明和三年（一七六六）」の「二月廿六日」に「前之川」にて屋敷に居す。

・「源明様（尾張藩第九代藩主・徳川宗睦）」の時代の「明和八年（一七七二）」十月三日に病死。

・勤続年数「拾七年」、享年「六十七才」。

④ 林源兵衛 藤原光林^{ミツシゲ}

・「源蔵惣領」。

・初めは「源之丞」と称した。

・「源明様」の時代の明和四年（一七六七）の八月に鷹に関する跡を継ぎ、「同八年」の「十二月廿九日」に父祖の「同心御鷹匠見習」に召出され、「御扶持方三人分」を下された。

・「安永四年（一七七五）」の「十二月十六日」に「同心御鷹匠」関連の役職を仰せ付けられ、「御切米八石御扶持貳人分」を下された。

・「安永八年（一七七九年）」の「正月十三日」に「同心御鷹匠本役」を仰せ付けられ、「御加増米貳石御加扶持壹人分」を下され、「都合御切米拾石御扶持三人分」となった。

・「寛政五年（一七九三）」の「三月廿五日」に鷹匠関連の役職を仰せ付けられ、「同六年（一七九四）」の「四月十五日」に「鳥目百疋」を献上してお目見え仕り、「同廿四日」に「御鷹匠」を仰せ付けられ「御加増米三石御加扶持壹人分」を下された。都合「御切米拾三石御扶持四人分」になった。

・「寛政八年（一七九六）」の「二月十八日」に御例の「御鷹匠」に仰せ付けられ、「同十一年」の「四月十五日」に「御切米御扶持方」ともに俵数となり、「五拾八俵高」を下された。そのうち、三拾俵は世録になった。

・「享和三年（一八〇三）」七月の時に、「御紋附衣服之儀上下」の着用について仰せがあった。

・「文化三年（一八〇六）」の「正月十一日」に「六拾四俵高」を下された。

・「同年七月九日」に「御鷹匠」の役を仰せ付けられる。

・「當御代（尾張藩第十代藩主・徳川齊朝）」文政五年（一八二二）二月十八日」病死。享年六十六才。

・「源兵衛養子」。

・「源兵衛養子」。

⑤ 林源三郎 藤原光正

・「源兵衛養子」。

- ・初めは「乙三郎」と称した。
 - ・実は「□御□大墅崑助」の三男。
 - ・當御代（徳川齊朝）享和元年（一八〇一）の三月十一日、婿養子となって（当家の）跡を継いだ。この時十二歳。
 - ・同二年（一八〇二）の「三月廿一日」に鷹に関する跡を継ぎ、「同五月十九日」に初めてお目見えした。
 - ・文化八年（一八一二）の「三月十四日」に「御鷹匠見習」として召出され、「御切米三拾俵」を下され、さらに「四拾四俵」となった。
 - ・文政二年（一八一九）の「十二月廿一日」に「御鷹匠」を仰せ付けられ、「同年十二月廿六日」に「五拾八俵」となった。
 - ・文政五年（一八二二）の「七月十一日」に「亡父源兵衛」の跡をついで切米を相違なく下され、「五拾八俵」下された。
 - ・文政八年（一八二五）の「六月廿四日」、御例の「御鷹匠」を仰せ付けられた。
- ⑥ 林松四郎 藤原光久
- ・「源三郎養子」。
 - ・実は「源兵衛二男」。
 - ・當御代（徳川齊朝）文政二年の八月初日に御目見えし、「文政三年（一八二〇）」の二月に養子になった。
 - ・「文政六年（一八二三）」の「九月廿五日」に「御鷹匠」として召出され、「御切米三拾俵」を下され、さらに「四拾四俵」を下された。

ところで、先に触れた『藩士名寄』（名古屋蓬左文庫所蔵、請求番号一四一ノ一）にも、右の④「林源兵衛（源之丞）」の名前が見え、右掲書の注記と同様に明和八年十二月二十九日に同心鷹匠見習いになった由などの履歴が記載されている。また、同じく『藩士名寄』に右掲の⑤「林源三郎（林乙三郎）」の名前が見え、やはり右掲書の注記と同様に文化八年三月十四日に御鷹匠見習いになった由などが記されている。さらに、同じく『藩士名寄』に右掲の⑥「林松四郎」の名前が見え、右掲書の注記と同様に文政六年九月二十五日に御鷹匠となったことなどが記述されている。このように、右掲の『當家代々勤書』には、尾張藩の公式記録と一致する情報が掲載されていることから、当該文書に見える林氏当主の履歴は、史実と重なる内容が記されていることが推測されよう。

次に、このような当家に伝来したとされる鷹書および鷹匠文書の書誌一覧を以下の（イ）～（ソ）に掲出する。

- （イ）『林氏家傳 附録』（外題）。「越智ノ姓林氏家傳」（巻首題）。縦21.8^{センチ}×横13.8^{センチ}。本文共紙表紙。紙縫り綴じ。表紙左側にウチツケ書きで「林氏家傳 附録」。全八丁。朱筆の書入れあり。漢字カタカナ交じり文。裏表紙見返しに「林光林ノ所持」。孝靈天皇の第三御子とされる越智皇子を氏祖として、寛永年間の当主であった「定秋（林儀兵衛）」までの当家の系図が掲載されている。
- （ウ）『世録記 全』（外題）。刷毛目表紙。縦19.9^{センチ}×横12.6^{センチ}。四ツ目綴じ。袋綴じ。表紙左肩に「世録記 全」の貼題簽（縦11.5^{センチ}×横3.0^{センチ}）。全二十丁。一丁表末尾に「林光林（2^{センチ}四方の正方印「林」）」。

裏表紙見返しにも朱筆で本文有。半葉八行前後。漢字ひらがな交じり文。朱筆の書入れあり。寛政十二年四月から文久二年十一月までの当家に関する記録。

(エ) 『永代 屋敷作事帳 并道具出来留』(外題)。縦24.6[㍉]×横17.2[㍉]。本文共紙表紙。紙縫り綴じ。表紙にウチツケ書きで「天明元丑年ヨリ/永代/屋敷作事帳/并道具出来留/前之川/林」。表紙中央下に2[㍉]四方の正方印「林」。全二十四丁。一丁表右下に2[㍉]四方の正方印「林」。表紙見返しにも本文有。半葉十四行×十七行。漢字ひらがな交じり文。朱筆の書入れあり。天明年間×慶應年間の当家の屋敷等に関する記録。

(オ) 『御系譜附合戦名敷』(外題)。縦24.5[㍉]×横17.3[㍉]。本文共紙表紙。紙縫り綴じ。表紙中央にウチツケ書きで「御系譜/附/合戦名敷」。表紙右下に2[㍉]四方の正方印「林」。全八丁。一丁表×二丁裏「三河後風土記抜畫序」(半葉十行、漢字ひらがな交じり文)、三丁表×四丁裏「得川世良田中興御系譜」(漢字カタカナ交じり文)、五丁表×八丁裏「家康公御一代大合戦」(半葉十行前後、漢字カタカナ交じり文)。裏表紙見返しに「右/和漢武家名敷抜書/文化十二年亥十一月日 林光林」。朱筆の書入れあり。徳川家康にまつわる書物の抜き書き集。

(カ) 『羣書類従 三百五十六』(外題)。香色布目型押し表紙。縦26.5[㍉]×横18.2[㍉]。四ツ目綴じ。袋綴じ。表紙左肩に「羣書類従 三百五十六」の貼題簽(縦17.8[㍉]×横3.3[㍉])。全五十二丁。一丁表右上にひょうたん型の蔵書印、左下に縦2.3[㍉]×横2.0[㍉]の長方印「光林」、

中央に朱筆で「新修鷹経上中下/嵯峨野物語/白鷹記/養鷹記」。裏表紙見返しに「江部 塙^{ハチ}檢校/羣書類従五百三十卷/一千七百余部を集ムよし/鷹ニ毛爪ヲ書タルハ檢校深キ心ノ/有テノ意ト云云/文化九年申冬此一巻ヲ求光林(2[㍉]四方の正方印「林」)の書入れあり。本文は『羣書類従 卷第三百五十六』の版本。

(キ) 『新修鷹経 智』(外題)。「新修鷹経 上中下」(内題)。香色表紙。縦28.0[㍉]×横20.0[㍉]。五ツ目綴じ。袋綴じ。表紙左肩に「新修鷹経 智」の貼題簽(縦18.8[㍉]×横3.8[㍉])。全三十一丁。表紙見返しに2[㍉]四方の正方印「林」。一丁表右上にひょうたん型の蔵書印、左肩に「新修鷹経 上中下」。三十一丁表に朱筆で「人皇五十二代/嵯峨天皇ノ御宇弘仁九年ヨリ寛政七年マテ凡九百七十五年ナリ」。裏表紙見返し中央に「林氏光林(2[㍉]四方の正方印「林」)」。半葉十行。漢字カタカナ交じり文。朱筆の書入れあり。挿絵に彩色あり。嵯峨天皇の撰述とされる『新修鷹経』の写本。

(ク) 『新修鷹経 辨疑論 仁』(外題)。「鷹経辨疑論 上中」(内題)。合二冊。縦28.0[㍉]×横20.0[㍉]。五ツ目綴じ。袋綴じ。表紙左肩に「新修鷹経 辨疑論 仁」の貼題簽(縦18.8[㍉]×横3.8[㍉])。全八十丁。表紙見返しに2[㍉]四方の正方印「林」。一丁表右上にひょうたん型の蔵書印、左肩に「鷹経辨疑論 上中」。裏表紙見返し中央に「林氏光林(2[㍉]四方の正方印「林」)」。半葉八行。漢字カタカナ交じり文。朱筆の書入れあり。挿絵に彩色あり。各伝本の奥書に持明院基春の名前が見える『鷹経弁疑論』の上巻および中巻の合冊写本。

(ケ) 『新修鷹經 辨疑論 勇』(外題)。「鷹經辨疑論 下 尾」(内題)。

縦28.0^テ×横20.0^テ。五ツ目綴じ。袋綴じ。表紙左肩に「新修鷹經

辨疑論 勇」の貼題簽(縦18.8^テ×横3.8^テ)。全四十九丁。表紙見返

しに2^テ四方の正方印「林」。一丁表右上にひょうたん型の蔵書印、

左肩に「鷹經辨疑論 下 尾」。四十九丁表に朱筆で「右ノ文亀

三年□□寛政七年マテ凡二百九十三年ナリノ人皇百五代後柏原院

ノ御宇ノコロナリノ武家ハ足利義澄公將軍ノコロカノ足利八代メ義

政公東山ニ隠居ス是ヲ東山殿ト云慈院ト号ス。裏表紙見返し中央に

「寛政七^乙卯秋九月四日ノ尾陽ノ林氏ノ光林寫之(2^テ四方の正方

印「林」)。半葉八行。漢字カタカナ交じり文。朱筆の書入れあり。

各伝本の奥書に持明院基春の名前が見える『鷹經弁疑論』の下巻

の写本。※(ト)(チ)(リ)については、「新修鷹經辨疑論^{全部合}三^巻」

「林」と表記された渋引きの帙様のもの(?)で一括保存されてい

たことから、一連のシリーズ本として伝来されたことが推測され

る。

(コ) 『鷹養生傳 全』(外題)。「鷹養生秘書」(内題)。横刷毛目表紙。

縦27.1^テ×横19.7^テ。四ツ目綴じ。袋綴じ。表紙左肩に「鷹養生傳

全」の貼題簽(縦18.8^テ×横3.8^テ)。全三十八丁。一丁表左肩に「鷹

養生秘書(2^テ四方の正方印「林」)。三十八丁表に「尾陽ノ林

氏家書光林所持(2^テ四方の朱正方印「林」)。半葉十行。漢字

ひらがな交じり文。朱筆の書入れあり。挿絵に彩色あり。前半部

の内容は鷹の羽・目・内臓等の部位についての説明で後半部は鷹

の薬についての説明。

(サ) 『関東 鷹心得之書』(外題)。朽葉色雷文繫地雲型押し表紙。

縦26.4^テ×横19.6^テ。四ツ目綴じ。袋綴じ。表紙左肩に「関東ノ鷹心

得之書」の貼題簽(縦18.8^テ×横3.8^テ)。全四十七丁(うち遊紙前

後一丁)。一丁表と裏に「目錄」あり。四十六丁裏に「天明二寅

年五月ノ猪飼藤左衛門著ノ寛政八辰十月一橋様御用人ノ猪飼藤左

衛門殿より被借上候鷹心得ノ之書写之置 光久(花押)」。半葉十

行。漢字ひらがな交じり文。鷹を扱う際に必要な実技的な知識が

記載されている。

(シ) 『鷹事傳 全』(外題)。「鷹事集 秘傳書 全」(内題)。横刷毛

目表紙。縦24.0^テ×横16.3^テ。四ツ目綴じ。袋綴じ。表紙左肩に「鷹

事傳 全」の貼題簽(縦17.9^テ×横3.8^テ)。全九十三丁。二丁裏六

行目ノ六丁表一行目に「目錄」あり。一丁表の右下に2^テ四方の

正方印が上下ふたつあり。同じく一丁表の左肩にひょうたん型の

蔵書印、その横に「鷹事集 秘傳書 全」。九十三丁表に「延享

二年巳 十二月ノ右ノ林充莫筆ノ鷹法式終」、九十三丁裏に「源

兵衛ト改ノ林源之丞 光林(2^テ四方の正方印「林」)ノ代々此

書受持ス」。半葉十一行。漢字ひらがな交じり文。朱筆の書入れ

あり。挿絵に彩色あり。※裏表紙と九十三丁との間に二羽の鷹を

描いた羽や目・足・尾などの図解を掲載した紙片二枚(縦28.5^テ×

横39.0^テと縦28.0^テ×横39.5^テ)が挟まっている。鷹説話や鷹に関する

知識などが一つ書き形式で掲載されている。

(ス) 『巢鷹三十六首』(内題)。香色布目型押し表紙。縦22.7^テ×横14.2^テ。

四ツ目綴じ。袋綴じ。表紙左肩に貼題簽の剥離跡あり。全二十三

丁。表紙裏に「目録」あり。一丁表右下に2^セ四方の正方印「林」、中央下に「林」、左肩に「巢鷹三十六首」。裏表紙見返しに「尾陽／林氏光林（2^セ四方の正方印「林」）。半葉七行前後。漢字ひらがな交じり文。朱筆の書入れあり。鷹についての知識を詠みこんだ鷹和歌や鷹の葉飼および鷹の飼育法や扱い方についての知識が記載されている。

(セ)『鷹鵠方點註 全』(外題)。朽葉色雷文繫地雲型押し表紙。縦27.1^セ×横19.5^セ。四ツ目綴じ。袋綴じ。表紙左肩に「鷹鵠方點註全」の貼題簽(縦15.9^セ×横3.6^セ)。全三十丁(うち遊紙前一丁)。

二丁表右下に2^セ四方の朱正方印「林」。二十九丁裏に「寛政八^丙季冬日 光林(2^セ四方の朱正方印「林」)。半葉九行。漢字カタカナ交じり文。十六世紀の朝鮮で成立した『新增鷹鵠方』(李爛編)に点注を付した写本。

(ソ)『鷹出所地名』。折本。縦15.8^セ×横96.5^セ。末尾に縦2.3^セ×横2.0^セの長方形印「光林」。朱筆の書入れあり。鷹の産地の地名一覧を掲載。

二 林光林の鷹書

前節で挙げた(ア)～(エ)は、尾張藩の鷹匠である林氏の家歴や系譜などについて記した文書で、(オ)のみ、徳川家康に関連する書物を抜き書きしたもので他とは異質な文書となっている。さらに、(カ)～(ソ)は林氏の当主が蒐集・伝来した鷹書群である。これらのうち、(サ)『関東 鷹心得之書』を除くすべてのテキストに「光林」の名前もしくは彼と関わる蔵書印が見える。前節で紹介した通り、「光林」

は別名「林源兵衛」「源之丞」と称し、尾張藩第九代藩主・徳川宗睦と同第十代藩主・徳川斉朝に仕えた鷹匠である。ちなみに、(サ)は光林から二代目の光久が書写したテキストであるため、奥書や蔵書印などに光林の名前が見えないものである。

以上のような光林所縁の鷹書群には、特定の鷹術流派と関わるようなテキスト類は確認できない。当時の諸藩に仕える鷹匠たちの多くは、著名な鷹術流派に従事したり、あるいはそれと関わる鷹書類を積極的に蒐集することによって、文事にまつわる放鷹文化の一翼を担っていたが(注4)、林氏はそういった事蹟とは無縁であったことが推測される。そのような彼等の文事的営為を分析するため、上記の鷹書群を内容上の特徴に基づいて分類すると、下記の三種類に大別できる。

① 群書類従の版本および群書類従に所収されている先行の鷹書を写したもの

(カ)『羣書類従 三百五十六』、(キ)『新修鷹經 智』、(ク)『新修鷹經 辨疑論 仁』、(ケ)『新修鷹經 辨疑論 勇』。

② 原本や典拠が現段階で未詳の鷹書

(コ)『鷹養生傳 全』、(シ)『鷹事傳 全』、(ソ)『鷹出所地名』。

③ 光林が著した独自の文言が記載されている鷹書

(ス)『巢鷹三十六首』、(セ)『鷹鵠方點註 全』。

右掲の①～③に分類されるテキスト群の全体的な特徴として、①に見られるような、群書類従を中心とする鷹書への関心の高さがまずは指摘できよう。ただし、本稿では、林氏が関わった放鷹文化の「独自性」の解明を目指すことから、とりあえず③のテキストについて注目

する。さらには、③のテキストの中でも、(セ)『鷹鵠方點註 全』については、その紙幅の大半が『新增鷹鵠方』の本文に点注を付したもので占められているため、まずは(ス)『巢鷹三十六首』の本文の方から取り上げる。同書は二丁表から九丁表までにおいて鷹和歌が掲載され、九丁裏から裏表紙見返しまでは散文体の鷹術に関する専門知識について解説されている。このうち、光林が著した独自の文言であることがはっきりと明記されているのは前半の鷹和歌の部分である。このことから、以下に前半の該当部分について、その翻刻本文を掲出する(句読点は私意で付した。以下同じ)。

巢鷹三十六首序

夫鷹ハ深山に生して涼しき山気を請て諸鳥の温肉に養ハル。人此巢ヲ下ロして、里ニ来リ。大暑ノ人家に飼ふ、何ぞ疲レなからんや。然レ共、五臟六腑健カニして、よく水食ニ養ハル。是ヲ繫で餌ヲひかへ、人ニなれしめんとほつす。何ぞあやふからざらんや。寔ニ人の養ニよるへし。古への鷹書・鷹経・鷹鵠方・定家卿の三百首、其外家々の秘書、かぞふるニいとまあらず。当然、唐書ト日本ト異ナル事も有へし。三百首ハ歌道ニたつせずしては、難レ知事も有。後人鷹ヲまなぶ童子、見やすからん為ニ、ふつゝかの三十一字トなして初メニ定家卿の御歌ヲ一首出し、為レ恕、是ニなぞらへて三十五首ヲなせり。猶、後人の加筆ヲ待_而。

尾陽鷹士 林氏光林

鶴巢ハかいわりてハ廿三日めニ下して宜敷比合也

雀鶴巢ハかいわりてハ十六日めニ下して宜敷比合也

光林於藪原此にためし見之

巢おろしの鳥屋の内より手習にこゝろきゝてや石をとるらん
峙鷹を籠よりとらへ出す時は小指で足をとめて持へし

尾は四符を出して揃ふ繫比伏せてハしるみ見ゆる石打

爪背ハ先を切たる斗にてい_あをりを付ケぬ背ぞやさしき

【背の図】是ハあをりを付たる背也。峙たかハ爪背スルニ何をかを付ず。

繫たる其日ハあへて戸を明ケず夕かたあけてのぞき見るへし

繫たる其夜は部屋の内_に据しづかに水を飼て伏へし

夜据にはいとゞ眠りをつゝしみて鞆に留メし水繩の先キ

鷹部屋の前に終日晝いたし折々明て口餌をぞかふ

一日に雀壺羽の口餌こそ心得有し鷹の強弱

いやがるを無理に口餌に付ケんとて求めておどす事ぞよからじ

漸と架の上にて据あげていやみなけれハ等聲懸らん

いやみなく等聲覚てよく懸り肉もひきなば臺に移さん

ぶちあてハかねて夜据の時よりも羽尾つくるいて背指やせん

臺にうつす前には笠をかむりつゝ部屋ノ内より姿見せけん

繫たる架の俟にて据上て戸を引たてゝ繫とくらん

ひるに移しもはや口餌も通さじと鳥首斗持て出つゝ

水繩のはしをゆがけにむすびしはまだ喚渡_{フキワタリ}出来ぬつゝしみ

はじめより鷹のくるひのあしけれハ四ツ毛挾_ミて見にくかるらん

引クでなしひかぬでもなし据返し數々据てこゝろみて知れ

鶴の物をじもなく懐キつゝ餌の飼ひたは口傳成けり

伏籠に入たる鷹と見へにけりそこへ手を懸ケ持て行かな
 夕風に猶も涼して泊んとて伏籠のよもぎ夜氣にあてつゝ
 涼マセのあまり永きは多きそなし切ツて明日のつかれとそなる
 朝据にまだ見へかぬる手の筋や鷹のそたつをにぎりてぞ見る
 明日のそゝろたしかに見ん為に雀の細羽丸じてぞ飼ふ
 初飼ひの餌には雀をよくあらひ細カに嚙ミて少し飼ふへし
 初飼の内は雀の胸斗リ三度に十胸さては拾壺
 初面の喚渡りする心得は口餌引カせて地へ下スへし
 おきわたり俄カに長く延るゆへ拳をすりつ又はなざれつ
 暑き日に木影斗に据居なば影を覚ゆる鷹の野心
 うぶ鷹をあまりに後ロ干ゆへに晞^{カハキ}や出ん虫氣や出む
 家ならで作に習はん罅鷹や身影したふて来るぞやさしき
 小柴墅に初の活物飼にけり膝^{ヒザ}の先なる身影成へし
 活物を立ツて飼ふのは飛流し羽をぬかざればなげ飼ひと成る
 押へぎハ人の身ぶりのあしければ心なくても持てにげ行
 なげ飼ひもいとゞ羽經ルに捉にけりやがて鷹墅に出んたのしき

巢鷹三十六首終

拳ノ傳

臂ヲ身ニつけぬやうニして据へし。手ノ大指のふしの高クならぬや
 うニ、手首より手先キまで真直ニ成様ニ拳ヲ送りて据へし。鷹とぼ
 う時ハ、小鷹ハ、足革ヲ大指と人さし指の間ニ懸て釣やうへし。
 大鷹ハ、大指斗ニ足革ヲ懸てつり合へし。拳の高サハ臂と手首と
 のつり合ニて高からず、下からず、すなをニ据廻スへし。猶口傳。

右三十六首ハ古へよりの傳記ニあらず。後世鷹術ヲまなぶ初心の
 人の手引のため、古への鷹哥になぞらへ三十五哥をあらハす。猶
 後世、明達の加筆ヲ待のみ。

于時

天明四^辰夏六月日

光林（花押）

右掲の「巢鷹三十六首序」によると、深山に棲む鷹を人が飼うた
 に必要な知識について、古くは「鷹書・鷹經・鷹鶴方・定家卿の三百
 首、其外家々の秘書」が多く存在したという。しかしながら、唐書と
 日本の書物とでは異なることがあり、鷹三百首については歌の道に通
 じていなければ理解が難しいこともあるため、「後人鷹ヲまなぶ童子」
 のために三十一文字で鷹術に関する知識をわかりやすく示すことを説
 明している。すなわち、冒頭に定家卿の鷹和歌を一首掲出し、その後
 に定家卿の歌になぞらえて三十五首の鷹和歌を列挙するというのであ
 る。なお、末尾には光林の名前と朱筆の書入れが掲載されている。

このような序文の説明通り、本文の冒頭には『定家卿鷹三百首』の
 第五十五首に見える「巢おろしの…」の鷹和歌が挙げられる。それ以
 降には、光林が創作したとおぼしき鷹和歌が三十五首列記されている。
 ただし、これら三十五首の鷹和歌は、いずれも和歌表現のルールに則つ
 て詠まれたものとは言い難い内容である。先述したように、これらの
 鷹和歌は光林が「後人鷹ヲまなぶ童子」のために著したものである、
 むしろ鷹の扱い方や飼育方法などをわかりやすく簡潔に説明するため
 に、三十一文字の短い表現を用いたと判断されよう。事実、跋文にお
 いてもこれらの鷹和歌は「古へよりの傳記」ではなく「後世鷹術ヲま

なぶ初心の人の手引のため」に著したものと繰り返し主張している文言が見えることから明白であろう。

このような当該書の著作に対する光林の姿勢は、たとえば、宮内庁書陵部蔵『啓蒙集秘傳』巻第七（函号一六三一—一三九〇）の本奥書に見える以下のような叙述と通じるものであろう。

大宮新藏人鷹学のおしへあまねくふるきをたつね、あたらしきをきわめて理をつくし、法をそなへ侍れ、我か智のつたなきを以、あらためた、すへきにはあらねと蚤歳より諸流を閲して力を此道にゆたねぬるあまりにて、しばらくしけきをかりたらさるをおきなひ、みつから心に得、手になれし事をかきあつめて、けいもうしうとなつて侍る。すこぶる童子のこの理にくらきものをひらき、みちひく便にもあらんかし。

山本藤右衛門近重註

寛文配歳夏

この『啓蒙集』という書物は、近世期を通して武家の間に大量に流布した鷹書のひとつである（注5）。末尾に「寛文配歳」（寛文九年・一六六九）の年紀とともに見える「山本藤右衛門近重」という人物は、戦国期に徳川家康に仕えて以来、代々徳川家に仕えた鷹匠である山本盛近の嫡男で、やはり徳川家に仕えた鷹匠である（注6）。さて、右掲の記述によると、「大宮新藏人」という人物の鷹学の教えは、古いものをたずねて新しいものを究めたもので、理をつくして法を備えているという。そのため（编者である）自分が改めるべきものではないが、自分は諸流派を学んだ見識を持っているので、不足を補って書き

集めた書物を「けいもうしう」と名づけたという。さらに同書は、童子に鷹術を教えるのに役立つものとされている。このように、自身独自の知見を記す鷹書について「すこぶる童子のこの理にくらきものをひらき、みちひく便にもあらんかし」とする動機は、前掲の光林による鷹和歌三十五首の執筆動機と重なるものであろう。

その他にも、同様の事例として、江戸時代後期の彦根藩の鷹匠であった「正木通堯」が出版した自作の鷹和歌集である『標註 漫詠鷹百首』（版本）が挙げられる。この通堯は、国学者として著名な小山田與清に師事して国学・和歌をたしなんだ人物である（注7）。その縁故から、当該書の冒頭に掲げられている序文は、師の與清が書いている。その序文の内容を確認するべく、以下に東京大学総合図書館『標註 漫詠鷹百首』（請求記号：E31・1186）「漫詠鷹百首序」を引用する。

漫詠鷹百首序

からうたに作り。やまと哥によみて。その事をさとし。人をしてしりやすからしむるわざは。いつの世ばかりの事なりけん。誠に比とならふたつをいはゞ。からなるは。急就章。千字文。草訣百韻。雪心賦。蒙求。やまとなるは。馬ノ毛歌合。西明寺百首。中明寺百首。東明寺百首。馬方百首。蹴鞠百首。犬追物百首。劔術百首。射術百首。射儀百首。高館百首。小倉卅六首。永井教訓歌。曆抄歌。茶礼百首。のたぐひいとおほく。これもかれもかぞへつゝすべくもあらず。鷹の道の歌括にも。後京極殿の三百首。定家卿の三百首。慈鎮和尚の百首。西園寺殿の百首。鷹調連歌。などきこえたるを。猶心得がたきふしおほかればとて。彦根人正木通堯

ぬし。もゝぢの哥によみなし。自注をさへくはへられたるは。世の鷹好む家の惑をひらけるしわざになん。おのれ哥ばかりも聞しりたるにはあらねど。平らけき御世に武を兎れさる心おきて。これにしくものなく。さては捨はつまじき道ぞと。おのづからまなこひらかれ。よしなく抄録せるほうども。やうくうづたかくなりもてきぬ。そもく難波の高津の宮に天の下しろしめし御代。土倉の阿弭古が網になれるを。百済の酒君が養ひつけしより。はじめて百舌鳥野に御狩たし。鷹飼部をさへ定めたまひて後は。御代々々にもてはやさせたまひ。是を立る家もさまざまに参集にたり。その家々に口傳秘説などいふめれど。なほふるき書に哥に見えたるいぶかしきふしおほかるを今かうたやすく。哥によみさとされたる事のよしをおもふに。此ぬしがつかうまつらるゝ。近つあふみの国しらして。文を右にし。武を左にし給ふ。本朝の殿の御うつくしみの波。やしまの外までも立あらはれぬべきころほひにこそ。天保五年初夏。華頂殿侍倭学士平小山田與清序。

右掲記事によると、まず、漢詩や和歌を使つてものごとを論ずことはいつの世にもありえることと説明し、それに該当する具体的な作品群として、漢籍については「急就章。千字文。草訣百韻。雪心賦。蒙求」を挙げ、和書については「馬ノ毛歌合。西明寺百首。中明寺百首。東明寺百首。馬方百首。蹴鞠百首。犬追物百首。劔術百首。射術百首。射儀百首。高館百首。小倉卅六首。永井教訓歌。曆抄歌。茶礼百首」を挙げている。次いで、鷹の道にもそれに当てはまる例があるとして、「後京極殿の三百首。定家卿の三百首。慈鎮和尚の百首。西園寺殿の

百首。鷹調連歌」と記し、件の定家卿鷹三百首を含む先行の鷹和歌集を該当する作品として列挙している。さらに通堯が、百首の和歌に自注を加えた本書を著したのは「世の鷹好む家の惑をひら」くためであると説明し、自分もそれによって開眼した旨を述べる。また、仁徳天皇の時代に百済の酒君が飼育した鷹で初めて百舌鳥野で御狩りをした逸話や鷹飼部の由来などを挙げ、その後は鷹狩りが隆盛して鷹術の家もさまざまに存在し、各家に口伝秘伝があるものの「なほふるき書に哥に見えたるいぶかしきふしおほかるを今かうたやすく」するため、和歌形式で通堯が本書を著した由が記されている。なお、末尾には天保五年（一八三四）の年紀とともに、小山田與清の名前が見える。

このように、正木通堯が著した鷹百首は鷹の道を説くための啓蒙書であると評される。こういった手引書的な特質を持つ鷹和歌は、前述の林光林著作の鷹和歌と軌を一にするものである。以上のように、当時の鷹匠たちは、鷹術について啓蒙すべき「知識」として扱い、鷹書はそういった知識を伝達する参考書として制作されていたことが確認できる。先述の山本近重や正木通堯のこういった事例を踏まえると、光林が後進への手引書として鷹書類（鷹和歌）を著作したとする姿勢は、近世期の鷹匠たちによる鷹書の制作において普遍的なものであったことが指摘できよう。

ところで、このような啓蒙書もしくは手引書的な鷹書を標榜する光林の姿勢は、前掲の（七）『鷹鶴方點註 全』に見える彼の序文においても確認できる。以下に当該部分を引用する。

夫鷹術ノ書者、人皇十七代仁徳天皇ノ御宇、百濟國ヨリ鷹経八十

一卷并ニ鷹ヲ奉ル。其後、又、六十二卷ノ書ヲ渡セリ。朝帝ノ御
 翫ビ年々ニ弥増リ。其後、亦、渤海國ヨリ摩訶鷹經數卷ヲ渡スト云
 云。吾朝鷹術ノ人々古例新式ヲ論撰テ、和朝ノ書術多シ。新修
 鷹經・鷹經辨疑論・交野ノ少将・鷹成録・菟道殿ノ日来記・持
 明院ノ三考傳・定家卿ノ鷹歌、其外家々ノ傳書、筭ガタシ。且
 古ノ鷹術ノ書ハ、朝帝ノ御箱ニ納テ不レ出書物多シ。
 人皇八十二代後鳥羽院ノ御宇、建久年中、征夷大將軍源頼朝
 公ノ御時、鷹、武家ニ渡リテ代々ノ將軍、國主、是ヲ翫給フ也。
 鷹ニ有二三徳一。一ニ曰、智仁勇ヲ備テ、大將ノ勇氣ヲ増。一ニ曰ク、
 國ノ地理ヲ知ル。三ニ曰ク、鳥ヲ捉テ農民ヲ助ク。是武備之肝要也。
 夫諸藝業克而古術理ヲ不レ知者非レ藝ニ。雖ニ古術書ヲ知一、
 業疎ハ亦非レ藝ニ。理業合林而克以ニ其道ニ達一可レ爲レ藝ト也。
 且鷹術之大儀此鷹鶴方ノ書ヲ以テ見ルベシ。尤、和法ニ難レ應ジ
 事モアリ。予、陋、譜代鷹家ニ而頗學ニ鷹術一。後世、初學之人、
 見安キ爲ニ點註シテ記レ之。猶、後人明達之加筆ヲ待而已。

寛政八_{丙辰}冬十二月吉旦

尾陽鷹士林氏 光林

右の序文は、光林が『鷹鶴方』に点注を付す理由について説明したものである。すなわち、鷹術書の由来として、仁徳天皇の時代に百済国から「鷹經八十一卷并ニ鷹ヲ」奉られたことを述べ、その後「六十二卷ノ書」が伝来したことを記す。帝は鷹を翫ぶことが盛んになり、さらにその後、渤海国から「摩訶鷹經數卷」が伝来したという。わが国でも鷹術について古今の例を論じ選んだ本朝の鷹術書が多くある

と言ひ、たとえ「新修鷹經・鷹經辨疑論・交野ノ少将・鷹成録・菟道殿ノ日来記・持明院ノ三考傳・定家卿ノ鷹歌、其外家々ノ傳書」といった鷹書類が数えられないくらい存在すると説明する。ただし、古い鷹術書は帝の御箱に納まって出てこない書物も多いという。また、後鳥羽院の時代つまり源頼朝の時代に、鷹は武家に伝来して代々の將軍や國主がこれを翫んだ。鷹には「三徳」があり、それは「武備之肝要」であるという。また、諸芸の業において、古い道理を知らなければ、それは芸ではなく、古術書を知っていても業に疎いとやはり芸ではない。道理と業が合体してその道に達するのを芸とするという。さらに、「鷹術之大儀」はこの『鷹鶴方』を以て知るべきであるが、和法には応じにくいところがある。それについて、自分は「譜代鷹家」にして鷹術を学んだので、後世の「初學之人」が読みやすくなるよう、点注を付したという。それについては後の加筆を望むところであると述べ、最後に寛政八年（一七九六）の年紀と林光林の名前が見える。

このような右の記述のうち、鷹書の伝来経緯や鷹の「三徳」や諸芸に関する説明については、管見において他に類似する内容が確認できない独自のものである。しかし、先行する鷹書類（鷹和歌集）を複数列挙するパターンについては、先に挙げた正木通堯の『標註 漫詠鷹百首』の序文にも見え、『定家卿鷹三百首』について両書において挙げられている。また、「後世、初學之人、見安キ爲」に『鷹鶴方』に点注を付したのが本書であるという説明は、同じく先に挙げた『巢鷹三十六首』について光林が鷹和歌を著した理由と通じるものである。すなわち、先述のように『巢鷹三十六首』の序文によるとそれは「後

人鷹ヲまなぶ童子、見やすからん為」とされ、同じく跋文によると「後世鷹術ヲまなぶ初心の人の手引のため」という。このように、光林は、後進への参考書として鷹書類（鷹和歌）を著作した、と頻繁に主張するのである。先に何度も確認したように、それは近世期の鷹匠たちの鷹書制作において普遍的なものではあったが、光林は特にその姿勢が強いと言えよう。

繰り返しになるが、中世末期以降の武士と関わる鷹書は、礼法化した鷹術流派のアイデンティティを支えるものであった。尾張藩の鷹匠である林氏は、特定の鷹術流派に従事していたわけではないが、こういった啓蒙的な鷹書を介して自身の鷹術を礼法的な技芸として構築していたことが推測されよう。

おわりに

以上において、中世末期以降に実際に鷹狩りに従事した鷹匠たちの文化的営為の産物としての鷹書類に注目する立場から、尾張藩に仕えた鷹匠の林氏と当家に伝来した新出の鷹匠文書および鷹書を取り上げてその内容を概観した。当該テキスト群には、特定の鷹術流派と関連する鷹書は確認できない。その一方で、群書類従の版本やそれに所収されている鷹書の写本などが複数冊含まれていることから、第一の特徴として「群書類従」に対する関心の高さが指摘できる。次いで、そのほかの特徴としては、後進たちへの鷹術の手引書として自身で著した鷹書（鷹和歌）が含まれていることが挙げられよう。このような手引書的な内容を持つ鷹書類は、鷹術を教養として扱う一因となったこ

とが推測されるものである。それは流派とは異なる手法で、鷹狩りを礼法化する役割を担ったものである。このような事例は、近世期に鷹匠が制作した鷹書が有した多彩な意義の一端を示唆するものとして重要であると言えよう。

【注】

- (1) 二本松泰子『中世鷹書の文化伝承』（三弥井書店、二〇一一年二月）、三保忠夫『鷹書の研究―宮内庁書陵部蔵本を中心に（上册）―』（和泉書院、二〇一六年二月）、三保忠夫『鷹書の研究―宮内庁書陵部蔵本を中心に（下册）―』（和泉書院、二〇一六年二月）
- 二本松泰子『鷹書と鷹術流派の系譜』（三弥井書店、二〇一八年二月）等参照。
- (2) 二本松泰子『鷹書と鷹術流派の系譜』参照。
- (3) 二本松泰子『鷹書と鷹術流派の系譜』第四編「鷹匠と乖離した流派・無流派の鷹匠」参照。
- (4) 注（1）参照。
- (5) 二本松泰子『鷹書と鷹術流派の系譜』第四編「鷹匠と乖離した流派・無流派の鷹匠」第一章「礼法家による鷹術流派の創作―小笠原流の鷹書―」等参照。
- (6) 『寛永諸家系圖傳 二』「清和源氏義光流 庚一 山本福村」（『寛永諸家系圖傳 一』、太田資宗他編、続群書類従完成会、一九八九年十二月）参照。
- (7) 『近江人物志』「徳川時代中期」（滋賀県教育会編、臨川書店、

一九一七年十一月)、『国書人名辞典 第四卷』(市古貞次編、岩波書店、一九九八年十一月)参照。

【付記】

本稿をなすにあたり、貴重な資料の閲覧・引用をお許しくださった宮内庁書陵部に心より感謝申し上げます。

なお、本研究は、JSPS科研費JP19K00325の助成を受けたものである。

Abstract

The Hayashi family was one of the families that served the Owari clan as falconers in the Edo period. Recently, new documents and books on falconry passed down in this family have been discovered. In this paper, these findings are introduced and the necessary information is gathered to understand the actual circumstances of the falconers who served for various clans and carried out their activities during the early modern period. Information that helps to clarify the cultural role falconers played is also presented. Specifically, this paper focuses on the guidebook on falconry for beginners, one of the types of literature on falconry passed down in the Hayashi family, and analyzes this text. This guidebook was written by Mitsushige Hayashi, a falconer who served the Owari clan in the late 18th and early 19th centuries, evidently to convey the knowledge of falconry as a kind of education for enlightenment. This suggests that thank to such kind of literature falconers wrote, falconry may have developed into an educational culture for samurai.